

第13回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時00分

開催場所

東京都千代田区丸の内1-9-1丸の内中央ビル 12階
TKPガーデンシティPREMIUM
東京駅丸の内中央
ホール12F

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分まで

目次

第13回定時株主総会 招集ご通知
株主総会参考書類

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

サークレイス株式会社

証券コード：5029

証券コード5029
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

株主各位

東京都中央区日本橋二丁目1番3号
サークレイス株式会社
代表取締役社長 佐藤 司

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、法令及び当社定款第15条の定めにより、株主総会参考書類等の内容である情報(以下「電子提供措置事項」といいます。)について電子提供措置を実施しており、インターネット上の下記ウェブサイト「第13回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下当社ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.circlace.com/ir/meeting>



また、当日ご出席願えない場合は、事前に書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」(3頁)にしたがいまして、**2025年6月25日(水) 午後5時30分(必着)**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月26日(木) 午前10時00分
2. 場 所 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル 12階
TKPガーデンシティPREMIUM東京駅丸の内中央 ホール12F

3. 株主総会の目的事項

【報告事項】

1. 第13期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時
(受付開始：午前9時)

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。



インターネット等による議決権行使

▶ 詳細な議決権行使方法は次ページに記載しています。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分まで

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権
行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時30分まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



QRコードを読み取る方法

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

スマートフォンでの議決権行使は、
「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**となります

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



議決権行使書用紙

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

！ ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

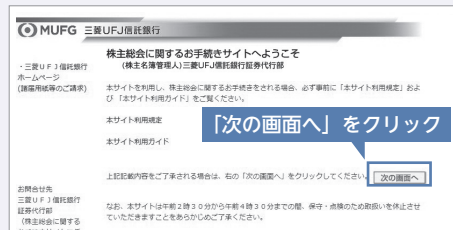
議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

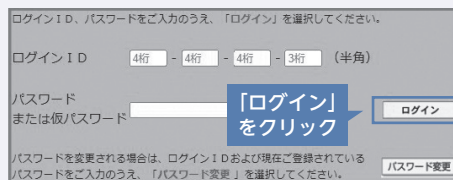
0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

1 議決権行使ウェブサイトへ アクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の副票 （右側）に記載された「ログインID」 および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第 1 号議案

取締役 8 名選任の件

取締役全員（8 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 8 名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会 出席状況
1	佐藤 司 重 任	取締役会長兼社長 指名委員	15 回 / 15 回
2	古川 光瑛 重 任	取締役 報酬委員	10 回 / 10 回
3	大崎 正嗣 重 任	取締役	10 回 / 10 回
4	シェイマス・マツキュー 重 任	取締役	13 回 / 15 回
5	松永 達也 重 任	取締役 指名委員 報酬委員	15 回 / 15 回
6	河村 芳彦 重 任	取締役 指名委員 報酬委員	10 回 / 10 回
7	中田 勝巳 新 任	—	—
8	板橋 光一 新 任	—	—

候補者番号

1

さとう つかさ

取締役在任年数：12年7カ月*本総会終結時

(1970年5月15日生)

重 任

佐藤 司

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1997 年 2月 Ernst & Young LL入社
- 2000 年 1月 同社退社
- 2000 年 2月 Pasona International Inc.
(現 Pasona NA Inc.)入社
- 2004 年11月 同 代表取締役社長
- 2007 年12月 株式会社パソナグループ 常務執行役員 国際業務室長
- 2009 年12月 株式会社パソナ 取締役副社長
- 2011 年 8月 同 代表取締役社長COO
- 2012 年11月 当社代表取締役
- 2017 年 8月 株式会社パソナグループ 副社長執行役員
- 2018 年 6月 当社代表取締役退任
- 2018 年 7月 当社取締役会長
- 2018 年 8月 株式会社パソナ 退社
- 2018 年 9月 株式会社パソナグループ 退社
- 2018 年 9月 トライコー株式会社（現 Vistra Japan株式会社）代表取締役
- 2022 年 2月 当社報酬委員、当社指名委員（現任）
- 2023 年 3月 トライコー株式会社（現 Vistra Japan株式会社）代表取締役退任
- 2023 年12月 アオラナウ株式会社 代表取締役会長（現任）
- 2024 年 4月 当社代表取締役社長
- 2024 年 7月 当社代表取締役会長兼社長（現任）

■ 所有する当社の普通株式 125,000株

（取締役候補者とした理由）

内外における豊富な経営経験を有し、当社設立後も代表取締役や取締役会長として当社の成長を牽引してまいりました。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上のため、引き続きその経営手腕と優れたリーダーシップを発揮することが期待されることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

ふるかわ みつあき

(1983年11月15日生)

取締役在任年数：1年 *本総会終結時

取締役候補者

重 任

古川 光瑛

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2008年 7月	ウィリスタワーズワトソン株式会社入社
2013年 9月	AIG損害保険株式会社入社
2016年 2月	アクサ損害保険株式会社入社
2018年 4月	アマゾンジャパン合同会社入社
2023年 4月	当社上席執行役員CFO(Chief Financial Officer)
2024年 6月	当社取締役 CFO（現任）、当社報酬委員（現任）

■ 所有する当社の普通株式

13,202株

（取締役候補者とした理由）

財務、経理、人事部門の要職を歴任し、経営戦略分野に関する豊富な知識と経験を有しております。当社CFOとして、財務基盤強化および事業推進を短期に加速させた功績や、人事領域および業務の改革等、幅広い領域で実行してきた実績もあり、取締役会における質の高い議論と監督機能強化への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

おおさき まさつぐ

大崎 正嗣

(1977年1月24日生)

取締役候補者

取締役在任年数：1年 *本総会終結時

重 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1999 年 4月	株式会社NTTデータ関西入社
2004 年 1月	日本オラクル株式会社入社
2012 年 3月	日本マイクロソフト株式会社入社
2017 年 10月	SAPジャパン株式会社入社
2018 年 6月	オートメーション・エニウェア・ジャパン株式会社
2020 年 4月	Blue Prism株式会社入社
2023 年 10月	当社上席執行役員 CRO(Chief Revenue Officer)
2024 年 5月	Circlace HT Co., Ltd. 代表取締役社長兼最高経営責任者/CEO（現任）
2024 年 6月	当社取締役 CRO 事業統括（現任）

■ 所有する当社の普通株式

2,999株

（取締役候補者とした理由）

IT企業での営業経験や新規事業立上げ、ERPや業務システム、AI、クラウドなど最先端のテクノロジー市場の深い理解と経験を有しており、さまざまな企業の経営改革、業務改革に従事した実績があります。当社での事業統括としての経験をもとに、取締役会における質の高い議論と監督機能強化への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

シェイマス・マツキユー (1968年6月27日生)
社外取締役候補者

取締役在任年数：13年7カ月*本総会終結時

重 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年 7月	K2パートナーリングソリューションズ 創設・代表取締役社長兼会長
2010年10月	テキーラ 創設、会長
2011年11月	株式会社パソナテキーラ共同創設、取締役（現任）（現サーフレイス株式会社）
2014年	テキーラAnZ 創設
2016年	サピエントi7 創設
2017年 1月	ロボリクルーター 共同創設 McHugh Property Holdings会長（現任）
2018年	PS ai Labs 創設 テキーラオートメイション 創設
2019年12月	TQUILA LIMITED会長（現任）
2022年 5月	Dragonfly創設

■ 所有する当社の普通株式 0株

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

TQUILA LIMITED の会長として、アイルランドにおけるグループ会社の経営指導を行うなど、豊富な経営経験に基づいた経営知識を有し、当社設立以来、当社取締役会において適宜発言を行うなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。今後も、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、適切な意見・提言等が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

まつなが たつや

松永 達也

(1963年1月22日生)
社外取締役候補者
独立役員

取締役在任年数：2年 *本総会終結時

重 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985 年 4月	協和広告株式会社入社
1986 年 10月	ユニ・チャーム株式会社入社
1996 年 1月	PwCコンサルティング株式会社入社
2002 年 10月	IBMビジネス・コンサルティング・サービス株式会社（現 日本アイ・ビー・エム株式会社） 取締役
2005 年 1月	日本アイ・ビー・エム株式会社 執行役員 人事担当
2006 年 9月	同 執行役員 グローバル・ビジネス・サービス（GBS）
2010 年 4月	同 常務執行役員 金融第三事業部長
2015 年 4月	同 常務執行役員 成長戦略、事業開発、バリュー・クリエーション担当
2019 年 1月	TMA コンサルティング株式会社 代表取締役社長
2020 年 7月	EYジャパン株式会社 チーフ・イノベーション・オフィサー、 コンサルティング・パートナー
2023 年 6月	当社取締役（現任）、当社指名委員（現任）、当社報酬委員（現任）
2024 年 4月	イグニション・ポイント株式会社 社外取締役（現任）

■ 所有する当社の普通株式

1,200株

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

グローバルなIT企業やコンサルティングファームにおける豊富な経営経験や新たなビジネスモデルの構築にかかる知見を有し、かつ独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

6

かわむら よしひこ

(1956年8月20日生)
社外取締役候補者
独立役員

取締役在任年数：1年 *本総会終結時

重 任

河村 芳彦

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1979年 4月	三菱商事株式会社入社
1995年 8月	世界銀行入行
2000年 3月	米国三菱商事会社入社
2010年 4月	三菱商事株式会社 執行役員 IT サービス本部長
2012年 4月	同 執行役員ビジネスサービス部門 CEO 補佐（経営計画担当）
2015年 4月	株式会社日立製作所 情報・通信システムグループ理事 事業執行役員 エグゼクティブ・ストラテジスト
2016年 4月	同 理事 IOT 推進本部副本部長（兼）同本部インキュベーション推進本部長
2017年 4月	同 執行役常務 投融資戦略本部長（兼）未来投資本部長
2019年 4月	同 執行役専務 最高戦略責任者（兼）投融資戦略本部長（兼）未来投資本部長
2020年 4月	同 代表執行役 執行役専務 最高財務責任者（CFO: Chief Financial Officer）（兼）財務統括本部長
2022年 4月	同 代表執行役 執行役副社長 最高財務責任者（CFO: Chief Financial Officer）（兼）最高リスクマネジメント責任者（CRMO: Chief Risk Management Officer）（兼）財務統括本部長（兼）投融資審査統括本部長
2024年 4月	同 Senior Executive Advisor
2024年 6月	当社取締役（現任）、当社指名委員（現任）、当社報酬委員（現任）
2025年 3月	株式会社電通グループ 独立社外取締役（現任）、監査委員会委員（現任）、ファイナンス委員（現任）

■ 所有する当社の普通株式

0株

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

戦略的投資と経営に関する深い理解を持っており、国内外大手企業での豊富なグローバル経験や多様な業務環境での経験にとどまらずIoT、情報通信システム、IT分野での知見もあり、取締役会における質の高い議論と監督機能強化への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

7

なかた かつみ

中田 勝巳

(1956年12月12日生) 取締役在任年数：0年 *本総会終結時
社外取締役候補者
独立役員

新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1980年 4月 日本電信電話公社入社
- 2003年 4月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 経営企画部担当部長（兼）グローバルサービス事業部（NTT USA, Inc.へ出向）
- 2005年 11月 同 グローバル事業本部海外事業推進部長
- 2006年 7月 日本電信電話株式会社 第五部門担当部長
- 2007年 6月 同 総務部門担当部長
- 2009年 7月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 グローバル事業本部副事業本部長（兼）グローバルストラテジー部長
- 2010年 6月 同 取締役 グローバル事業本部副事業本部長（兼）グローバルストラテジー部長
- 2011年 8月 同 取締役 グローバル事業推進部長
- 2014年 6月 同 常務取締役 グローバル事業推進部長
- 2015年 6月 同 代表取締役副社長
- 2018年 6月 NTTセキュリティ株式会社 代表取締役社長
- 2019年 6月 株式会社NTTドコモ 常勤監査役
- 2020年 6月 同 取締役常勤監査等委員
- 2022年 6月 NTT, Inc. 常勤監査役
- 2022年 10月 株式会社NTT DATA, Inc. 常勤監査役議長
- 2024年 10月 アオラナウ株式会社 顧問（現任）

■ 所有する当社の普通株式 0株

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

クラウドやネットワーク、コミュニケーション分野のリーディングカンパニーにおける豊富な経営経験と幅広い知見を有しており、また、グローバルビジネスにおける知見も豊富なことから、取締役会における質の高い議論と監督機能強化への貢献が期待できると判断いたしました。

候補者番号

8

いたばし こういち

(1980年1月30日生)

取締役在任年数：0年 *本総会終結時

社外取締役候補者

新任

板橋 光一

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2002 年 4月	株式会社パソナ入社
2016 年 3月	PT. Dutagriya sarana Vice President Director
2017 年 1月	PT. Pasona Indonesia Director（現任）
2020 年 4月	PT. Dutagriya sarana Director（現任）
2020 年 9月	株式会社パソナ 執行役員 メディカル健康経営本部長
2022 年 9月	同社 常務執行役員 メディカル健康経営本部長
2023 年 9月	同社 常務執行役員 関東営業本部長（現任）
2023 年 9月	株式会社パソナグループ 常務執行役員（現任）
2025 年 4月	株式会社アサヒビールコミュニケーションズ 取締役（現任）

■ 所有する当社の普通株式

0株

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

パソナグループ企業の取締役として豊富な経営経験と幅広い見識を有しております。また、グローバルビジネスを立ち上げから成功させた経験もあり、海外事業について深い知見も有しております。更に、株式会社パソナにおいては関東営業本部長を務めており、当社との営業連携も期待できることから、取締役会における質の高い議論と監督機能強化への貢献が期待できると判断いたしました。

（注）

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役シェイマス・マッキュー、松永達也、河村芳彦、中田勝已及び板橋光一の5氏は、社外取締役候補者であり、松永達也、河村芳彦並びに中田勝已の3氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者であります。
3. 当社はシェイマス・マッキュー、松永達也、河村芳彦との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額となります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、中田勝已及び板橋光一が原案どおり選任された場合、当社は、両氏との間で当該契約に基づく責任限度額を会社法第425条第1項の最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役を被保険者としております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。なお、各候補者が取締役役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の保険料は会社が全額負担しており、次回更新時には、同様の契約内容で更新することを予定しております。

（ご参考）当社取締役会のスキル・マトリックス

	企業経営 ・ 経営戦略	グローバル	ＩＴ・ＤＸ	財務・会計	人事・人材 開発	法務・コン プライアンス	ＥＳＧ・サ ステナビリ ティ
佐藤 司	○	○	○	○	○	○	○
古川 光瑛	○	○		○	○	○	
大崎 正嗣	○	○	○				○
シェイマス・ マツキュー	○	○	○	○			
松永 達也	○	○	○		○		
河村 芳彦	○	○	○	○		○	○
中田 勝已	○	○	○		○	○	○
板橋 光一	○	○			○		○

第2号議案

監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

はやし ふみひこ

監査役在任年数：3年5カ月*本総会終結時

林 史彦

(1964年3月11日生)

重 任

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1986年 4月	株式会社テンポラリーセンター（現 株式会社パソナ）入社
2004年 8月	同 執行役員 業務部長
2008年 8月	同 取締役常務執行役員 業務本部長（兼）情報システム室長
2011年 8月	同 取締役常務執行役員 管理部長（兼）情報システム室長
2018年 9月	株式会社ベネフィット・ワン入社
2019年 6月	同 常務執行役員 法務・コンプライアンス統轄室長
2019年 7月	同 常務執行役員 総務部長（兼）法務・コンプライアンス統轄室長
2020年 4月	同 常務執行役員 特命担当
2020年 6月	株式会社パソナテキーラ（現当社）常勤監査役
2022年 1月	当社常勤監査役就任（現任）

■ 所有する当社の普通株式

2,500株

（監査役候補者とした理由）

事業的知見だけでなく、財務及び会計に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断し、常勤監査役候補者としております。

候補者番号

2

なとり かつや

(1959年5月15日生)
社外監査役候補者
独立役員

監査役在任年数：3年5カ月*本総会終結時

重 任

名取 勝也

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1986年 4月	梶田江尻法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
1990年 6月	Davis Wright Tremaine法律事務所入所
1992年 7月	Wilmer, Cutler & Pickering法律事務所入所
1993年 7月	エッソ石油株式会社（現 JXTGエネルギー株式会社）入社
1995年 1月	アップルコンピュータ株式会社（現 Apple Japan合同会社）入社
1997年 1月	サン・マイクロシステムズ株式会社（現 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社）入社
2002年 3月	株式会社ファーストリテイリング 執行役員
2004年 1月	日本アイ・ビー・エム株式会社 取締役執行役員
2010年 4月	同 執行役員
2012年 2月	名取法律事務所長
2012年 4月	オリンパス株式会社 監査役
2015年 3月	三井海洋開発株式会社 取締役
2016年 4月	グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員（現任）
2019年 6月	オリンパス株式会社 取締役
2020年 6月	株式会社リクルートホールディングス 監査役（現任）
2020年 6月	株式会社パソナテキーラ（現当社） 監査役（現任）
2020年12月	I T N法律事務所 代表弁護士（現任）
2021年 6月	東京製綱株式会社 社外取締役（現任）
2022年 1月	当社監査役就任（現任）
2023年 3月	日野自動車株式会社 監査役
2023年 6月	東洋建設株式会社 社外取締役（現任）
2023年12月	ベルフェイス株式会社 監査役

■ 所有する当社の普通株式

0株

（社外監査役候補者とした理由）

弁護士としての企業法務及びコンプライアンスに関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断し、社外監査役候補者としております。

候補者番号

3

ふくだ あずさ

福田 あずさ

(1977年5月2日生)
社外監査役候補者
独立役員

監査役在任年数：3年5カ月*本総会終結時

重 任

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

2002年10月	税理士法人プライスウォーターハウスクーパース入社
2011年12月	弁護士法人キャスト入社
2012年6月	日比谷ともに法律事務所入所
2015年5月	税理士法人福島会計入社
2016年11月	税理士法人東京ユナイテッド社員就任（現任）
2016年11月	弁護士法人東京ユナイテッド社員就任（現任）
2020年6月	当社監査役（現任）
2022年1月	ベルフェイス株式会社 監査役
2022年1月	株式会社パソナテキラ（現当社） 監査役（現任）
2024年3月	ユナイテッド・プレシジョン・テクノロジーズ株式会社 監査役
2024年8月	株式会社ダイオーズ 監査役
2025年1月	ユナイテッド・プレシジョン・テクノロジーズ株式会社 取締役（現任）
2025年3月	株式会社オリバー 監査役（現任）
2025年4月	株式会社ダイオーズ 取締役監査等委員（現任）

■ 所有する当社の普通株式

0株

（社外監査役候補者とした理由）

税理士としての財務及び会計に関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識並びに弁護士としての企業法務及びコンプライアンスに関する専門的な知識、豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断し、社外監査役として選任しました。

（注）

1. 林史彦、名取勝也及び福田あずさの3氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 名取勝也及び福田あずさの両氏は社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、両氏が社外監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. 林史彦、名取勝也及び福田あずさの3氏が監査役に就任された場合、当社は3氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める全額の合計額とする旨の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の遂行が損なわれないようにするために免責金額を定めており、当該免責額にいたらない損害については補填の対象外としております。各候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。谷本真一氏が監査役に就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定であります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

本議案は、法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役は、社外監査役の補欠監査役候補者であり、監査役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間といたします。また、この決議の効力は、選任後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとします。

尚、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

たにもと しんいち

谷本 真一

(1963年4月27日生)

略歴（重要な兼職の状況）

1986年4月	アーサーアンダーセン監査部（英和監査法人）入社
1990年8月	アーサーアンダーセン財務部（宇野紘一税理士事務所）転籍
1992年1月	モルガン・スタンレー証券会社 入社
2001年1月	谷本真一公認会計士事務所
2004年1月	新日本アーンストアンドヤング税理士法人入社
2018年4月	谷本真一公認会計士事務所（現任）
2018年4月	フォルシア株式会社 監査役（現任）
2018年11月	トライコー株式会社（現 VISTRA Japan株式会社）監査役（現任）

■ 所有する当社の普通株式 0株

（補欠の社外監査役候補者とした理由）

公認会計士、税理士としての豊富な経験に基づく、専門的知見や見識を有しており、経営の経験はないものの、専門性および見識を活かし、社外の視点から質の高い監査が期待できると判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

（注）

1. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は補欠の社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. 同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める全額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の遂行が損なわれないようにするために免責金額を定めており、当該免責額にいたらない損害については補填の対象外としております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。谷本真一氏が補欠監査役に選任された後、監査役に就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定であります。

第4号議案

会計監査人選任の件

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、監査法人A&Aパートナーズを会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人A&Aパートナーズを会計監査人の候補者とした理由は、監査法人A&Aパートナーズを起用することで新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制、監査費用等について総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	監査法人A&Aパートナーズ
主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋1-16-11 日本橋Dスクエア2階
沿革	1990年7月 監査法人エイ・アイ・シー設立 2007年5月 監査法人A&Aパートナーズに名称変更 2010年9月 東京事務所を現住所に移転（東京都中央区） 2011年8月 国際会計事務所グループMorison International（現Morison Global Limited 本部：ロンドン）に加盟 2024年7月 上場会社等監査人名簿への登録（登録番号：第3057号） 2024年7月 ISMS認証（ISO27001）を取得
概要	出資金 60百万円 構成人員 パートナー：18名 日本公認会計士：32名 米国公認会計士：3名 CISA：3名 その他：39名 計95名 監査クライアント数 127社

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、物価上昇の継続や人手不足の深刻化、為替の変動、海外情勢の不安定化といった要因により、依然として先行きの不透明な状況が続いております。一方で、企業活動は中長期的な成長に向けた構造改革の重要性が高まり、デジタルトランスフォーメーション（DX）（注1）や業務の自動化、人材戦略の見直しなどを中心とした変革への取り組みが拡大しております。

当社グループが属するパブリッククラウドサービス市場においても、IT基盤のクラウド移行（クラウドマイグレーション）（注2）や、経営判断に資するデータ活用の高度化、生成AI・ノーコード開発の活用といった新たな潮流が広がっており、IT投資の重点は従来の「業務効率化」から「経営変革」へと移行しつつあります。

こうした中、企業によるクラウド導入の進展とともに、導入後の定着・活用を促進するための人材育成や組織改革のニーズも高まっており、クラウドをどのように経営成果に結びつけるかが、新たな経営課題として顕在化しています。

国内クラウド市場は、2028年までに年平均成長率（CAGR）16.3%で成長し、2023年比で約2.1倍となる16兆6,285億円規模に達する見通しであると、IDC（注3）は予測しています。

クラウドサービスの中でも、当社の主力分野としている米国Salesforce.comは、2025年2月26日に2025年通期業績を発表、売上高は前年比9%増の379億ドル、GAAP営業利益率は19.0%、Non-GAAP営業利益率は33.0%、純利益は前年比50%増の62億ドルと、主要な指標で堅調な成長を記録しております。

このような成長市場を背景に、当社グループは、SalesforceやAnaplanを活用したコンサルティングサービス、自社SaaSプロダクト「AGAVE」による業務基盤支援に取り組むとともに、2024年8月には関西エリアでの事業拡大を見据え大阪オフィスを新設いたしました。さらに、アオラノウ株式会社によるServiceNow領域への展開を新たな柱として加え、事業成長と収益基盤の強化を推進しております。

当社グループの当連結会計年度における売上高は3,804,013千円となり、前年比31.1%増と、前年を大きく上回る結果となりました。一方で、中長期的な戦略的ビジネス基盤の拡大に向けた体制強化、ならびに人的資本投資にかかる継続的な社員募集費や業務委託費の増加などにより、販売費及び一般管理費は増加しましたが、売上の拡大によりこれを吸収し、営業利益は203,634千円（前年は営業損失85,321千円）、経常利益は204,051千円（前年は経常損失51,178千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は184,047千円（前年は親会社株主に帰属する当期純損失39,166千円）と、いずれも前期の赤字から黒字へと転換いたしました。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を「デジタルプラットフォーム事業」の単一セグメントから、「コンサルティング事業」と「アオラナウ事業」の2区分に変更しています。以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で表示しています。

①コンサルティング事業

当連結会計年度におけるコンサルティング事業の売上高は3,242,503千円（前年比14.9%増）、セグメント利益は322,125千円（前年は△48,850千円）という結果になりました。

コンサルティング事業では、コンサルティング、AI & Data Innovation、SaaSサービス（AGAVE）の各サービスを展開しており、SalesforceやAnaplanを主力とした業務支援型の「コンサルティング」および、データ活用や生成AI導入支援を担う「AI & Data Innovation」など、各領域が堅調に推移しております。稼働率の改善も進んでおり、プロジェクト単位ではなく週単位での稼働状況をモニタリングする体制を整備したことで、リソース配置の最適化が進み、稼働率・利益率ともに向上いたしました。2024年8月には大阪に新オフィスを開設し、関西圏での新規案件を複数受注。加えて生成AIや自律型AIに関連した新たなサービスも複数リリースしております。

SaaSサービス（AGAVE）では、契約ユーザーID数は前年を大きく上回り、「AGAVE」の利用は堅調に拡大しています。特に、兼ねてよりご要望の多かった「海外給与計算サービス」を新たにリリースしたことで、既存顧客の満足度向上およびアップセルに寄与し、新規顧客獲得の機会も広がっております。海外人事労務に特化した専門性の高いクラウドサービスと、ストック型ビジネスという強みを背景に、継続的な新規顧客の獲得に加え、それに伴う導入支援サービスによる売上も加わり、事業は順調に成長しております。

②アオラナウ事業

当連結会計年度におけるアオラノウ株式会社の売上高は561,510千円（前年比619.4%増）、セグメント利益は△118,490千円（前年は△36,470千円）という結果になりました。2024年1月の本格的な事業開始以降、ServiceNowを活用したノーコード／ローコード開発や業務自動化のコンサルティングサービスを中心に、順調に受注を拡大し、第4四半期には黒字化を達成するなど、収益基盤の改善が進んでおります。

※用語解説

（注1）デジタルトランスフォーメーション（DX）：企業が、ビッグデータなどAIやIoTを始めとするデジタル技術を活用し、業務プロセスを改善していくだけでなく、製品やサービス、ビジネスモデルそのものに変革をもたらし、その結果、組織、企業文化、風土をも改革し、競争上の優位性を確立させていくこと。

（注2）クラウドマイグレーション：サーバーなどの機器を自社が管理するビルやデータセンターなどの物理サーバーで運用するITシステム環境から、パブリッククラウド（AmazonWebServiceやGoogleCloudPlatformなど）にシステムを移行すること。

（注3）IDC：IDC Japan株式会社の略で、IT及び通信分野に関する調査・分析・アドバイザリーサービス、イベントを提供するグローバル企業。

1-2. 資金調達等についての状況

（1）資金調達

当連結会計年度に実施した資金調達は、アオラノウ株式会社（子会社）において実施した無担保転換社債型新株予約権付社債48,232千円です。

（2）設備投資

本社移転に伴い、本社オフィスの設備工事に関連した投資を一部行っており、設備投資の総額は9,020千円であります。

1-3. 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第10期	第11期	第12期	第13期 当連結会計年度
売上高	(千円)	—	—	2,900,796	3,804,013
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	—	—	△39,166	184,047
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	—	—	△9.19	42.60
純資産	(千円)	—	—	791,426	929,279

(注) 1. 第12期より連結計算書類を作成しておりますので、第11期以前の各数値は記載して
おりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づ
き算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分		第10期	第11期	第12期	第13期
売上高	(千円)	2,266,281	2,527,139	2,857,090	3,274,122
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	175,570	11,029	△18,891	252,920
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	52.41	2.63	△4.43	58.55
純資産	(千円)	219,864	806,421	802,976	1,079,370

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づ
き算出しております。

2. 当社は、2022年2月4日付で株式2株を1株に株式併合を行いました。第10期の
期首に当該株式併合が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり
当期純損失を算定しております。

1-4. 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は下記のとおりです。

①特定分野への依存および競争優位性の維持

当社は、Salesforce 等の特定技術領域に注力することで成長を遂げてまいりましたが、当該分野における市場ニーズの変動や、競合他社の参入拡大等により、競争優位性が相対的に低下するリスクが存在いたします。これらのリスクに対処するため、当社は、市場環境や技術トレンドを迅速かつ的確に把握するためのデータドリブン経営を推進するとともに、新規事業への戦略的な投資を積極的に進めております。加えて、競争力の維持・向上を目的とし、ブランド価値の向上に資する IR・PR 活動の強化にも取り組んでおります。

②AI等の技術革新に伴う事業環境の変化

近年、ChatGPT をはじめとする生成AIの普及が急速に進展しており、人の工数を基軸とする従来型のビジネスモデルに対し、構造的な変化をもたらしつつあります。当社においても、AI技術の進展による業務効率化の影響を受け、収益性の変動リスクが顕在化する可能性がございます。こうした変化に対応するため、当社は、AI Agent（注1）の活用など、AI技術と人材の相補的な活用を前提とした新たなビジネスモデルへの転換を推進しております。あわせて、顧客ニーズを的確に捉える仕組みの構築や、海外の先進事例に学ぶ視察活動を通じ、継続的な知見の蓄積および社内共有体制の強化に取り組んでおります。

③社会情勢および顧客動向の変化

社会情勢や景気動向の変化、ならびに顧客企業における事業方針の見直し等により、IT 投資に対する需要が一時的に停滞し、受注予定案件の中止・延期・規模縮小といった事態が発生するリスクがございます。このような不確実性に備え、当社では、営業活動を通じた顧客との関係性の一層の強化を図るとともに、社内における情報収集および市場変化の早期察知体制を整備し、機動的な対応が可能な経営基盤の構築に努めております。

※用語解説

（注1）AI Agent：人が設定したゴールに基づき、自律的に必要なデータを収集、タスクを決定、遂行できるAIのこと

1-5. 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
Circlace HT Co.,Ltd.	56,212千円	75.0%	ベトナムにおけるシステム開発及び設計
アオラナウ株式会社	32,500千円	47.6%	ServiceNow導入にかかるコンサルティングビジネス

1-6. 企業集団の主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、「コンサルティング事業」と「アオラナウ事業」の2種をセグメントとして、以下のサービスを展開しております。

サービス名	サービス内容
コンサルティング事業	
コンサルティング	「Salesforce」や「Anaplan」の導入支援、コンサルティング及び開発・連携
AI&Data Innovation	データ活用や生成AI導入支援
SaaSサービス（AGAVE）	自社SaaSプロダクト「AGAVE」の販売
アオラナウ事業	
ServiceNowコンサルティング	「ServiceNow」に関する導入のコンサルティング、開発、構築、運用保守サポート及びWebサービス

1-7. 企業集団の主要な営業所並びに使用人の状況（2025年3月31日現在）

（1）企業集団の主要な営業所

地域	名称	本店所在地
国内	サークレイス株式会社	東京都
	アオラナウ株式会社	東京都
海外	Circlace HT Co.,Ltd.	ベトナム

(2) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数 (前連結会計年度末比)	平均勤続年数
コンサルティング事業	323名	3年 9か月
アオラナウ事業	33名	0年 8か月
合計	356名 (60名増)	3年 6か月

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は含んでおりません。
 2. 当社グループは、「コンサルティング事業」と「アオラナウ事業」の2種を報告セグメントとしております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
315 名	26名増	37.6 歳	3年 11か月

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は含んでおりません。
 2. 当社はコンサルティング事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

1-8. 主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	14,570

2 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式 13,400,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 4,344,385株
- ③ 当事業年度末の株主数 1,846名

④ 発行済株式の上位10名の状況

株 主 名	持株数	持株比率
	普通株式	
株式会社パソナグループ	1,440,000株	33.14%
TQUILA LIMITED	1,390,000株	31.99%
佐藤 司	125,000株	2.87%
INTERACTIVE BROKERS LLC	120,300株	2.76%
佐藤 潤	75,000株	1.72%
劔持 和宏	42,500株	0.97%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	40,100株	0.92%
JPモルガン証券株式会社	38,641株	0.88%
伊東 大介	38,200株	0.87%
植田 正和	32,300株	0.74%

（注） 1. 持株比率における、小数点第3位以下は切り捨て

3 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権	第4回新株予約権
新株予約権の数	3,000個	13,000個
保有人数		
当社取締役（社外役員を除く）		1名
当社社外取締役（社外役員に限る）		2名
当社監査役	2名	
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 1,500株	普通株式 6,500株
新株予約権の発行価額	—	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	322円	322円
新株予約権の行使期間	2022年8月1日～ 2030年6月26日	2023年4月1日～ 2031年2月1日
新株予約権の主な行使条件	付与日（2020年7月31日）から権利確定日（2022年7月31日）まで継続して勤務していること	付与日（2021年3月31日）から権利確定日（2023年3月31日）まで継続して勤務していること

※2022年2月4日付で株式2株を1株に株式併合しております。

4 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

4-1 役員の状況

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐 藤 司	取締役会長兼社長 指名委員	アオラナウ株式会社 代表取締役会長
中 尾 慎 太 郎	取締役	株式会社パソナ 代表取締役社長 株式会社パソナグループ 常務執行役員
シェイマス・マツキュー	取締役	TQUILA LIMITED 会長 McHugh Property Holdings 会長
庄 司 哲 也	取締役 指名委員 報酬委員	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 相談役 サッポロホールディングス株式会社 社外取締役 カナデビア株式会社 社外取締役 三菱倉庫株式会社 社外取締役 日本たばこ産業株式会社 社外取締役
松 永 達 也	取締役 指名委員 報酬委員	イグニション・ポイント株式会社 社外取締役
古 川 光 瑛	取締役 報酬委員	
大 崎 正 嗣	取締役	Circlace HT Co.,Ltd. 代表取締役社長兼最高経営責任者/CEO
河 村 芳 彦	取締役 指名委員 報酬委員	株式会社電通グループ 独立社外取締役、監査委員会委員、ファイナンス委員
林 史 彦	監査役	
名 取 勝 也	監査役	グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員 株式会社リクルートホールディングス 監査役 ITN法律事務所代表弁護士 東京製綱株式会社 社外取締役 東洋建設株式会社 社外取締役

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
福 田 あ ず さ	監査役	税理士法人東京ユナイテッド社員 弁護士法人東京ユナイテッド社員 ユナイテッド・プレジジョン・テクノロジーズ株式会 社 社外取締役 株式会社オリバー 監査役

(注)

- 取締役中尾慎太郎、シェイマス・マッキュー、庄司哲也、松永達也及び河村芳彦の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、庄司哲也、松永達也及び河村芳彦の3氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
- 監査役名取勝也及び福田あずさの両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
- 社外監査役福田あずさ氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項損害賠償額を法令の定める限度額まで限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
- 当社は取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることになります。

4-2 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等 (譲渡制限付 株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	79,691 (21,176)	61,515 (16,500)	—	18,176 (4,676)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	21,660 (9,600)	21,660 (9,600)	—	—	3 (2)

(注)

- 2022年1月20日開催の株主総会の決議による取締役の報酬は年額100,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役4名）であります。
- 2022年1月20日開催の株主総会の決議による監査役の報酬は年額30,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）であります。
- 2022年6月23日開催の株主総会の決議による取締役の非金銭報酬は年額100,000千円以内であり、かつ、交付する当社普通株式の総数は100,000株以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役4名）となります。2023年6月27日開催の株主総会決議により、取締役に対し、株式付与の基準となるユニットを付与し、ユニット付与後一定期間を経過した後、一定の条件を満たすことを条件として、あらかじめ定めた数又はあらかじめ定めた算定方法により算定された数の当社普通株式を交付する株式報酬制度であり、一定期間の継続勤務のみを条件として業績条件を付さない制度と、業績条件が付される制度を導入しております。
- 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認を得た範囲内で、各取締役の月額固定報酬、業績連動報酬および非金銭報酬等（株式報酬）の総額の決定をするとともに、報酬決定に係る機動的な対応を可能とするために、独立社外役員3名を含む4名の取締役で構成される報酬委員会を任意に設置し、透明性および説明責任を強化するため同委員会に報酬の決定権を与え、取締役の報酬にかかる方針や取締役の報酬の決定をいたしました。なお、当事業年度においては、報酬委員会は古川光瑛（取締役）、庄司哲也（社外取締役）、松永達也（社外取締役）、河村芳彦（社外取締役）を構成メンバーとしております。

4-3 社外役員の主な活動状況について

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社においての関係性はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

社外取締役及び社外監査役の三親等以内の親族と当社においての関係性はございません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	取締役会 (出席回数／開催回数)	監査役会 (出席回数／開催回数)	主な活動状況
取締役	中尾 慎太郎	14回／15回	—	社外取締役である中尾慎太郎氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、株式会社パソナの代表取締役社長を務めるなどの豊富な経営経験に基づいた経営知識を有することから、取締役会において適時発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。
取締役	シェイマス・マッキュー	13回／15回	—	社外取締役であるシェイマス・マッキュー氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、TQUILA LIMITEDの会長として、アイルランドにおけるグループ会社の経営指導を行うなどの豊富な経営経験に基づいた経営知識を有することから、取締役会において適時発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。
取締役	庄 司 哲 也	15回／15回	—	社外取締役である庄司哲也氏には、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を監督していただけることを期待しており、クラウドやネットワーク、コミュニケーション分野のリーディングカンパニーにおける豊富な経営経験と幅広い知見を有することから、取締役会において適時発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、指名委員会委員、報酬委員会委員を務め、経営の健全性を図る役割を担っております。
取締役	松 永 達 也	15回／15回	—	社外取締役である松永達也氏は、グローバルIT企業やコンサルティングファームにおける豊富な経営経験や新たなビジネスモデルの構築にかかる知見を有しており、取締役会において適時発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、指名委員会、報酬委員会委員を務め、経営の健全性を図る役割を担っております。

区 分	氏 名	取締役会 (出席回数／開催回数)	監査役会 (出席回数／開催回数)	主な活動状況
取締役	河 村 芳 彦	10回／10回	—	社外取締役である河村芳彦氏は、戦略的投資と経営に関する深い理解を持っており、国内外大手企業での豊富なグローバル経験や多様な業務環境での経験にとどまらず、IoT、情報通信システム、IT分野での知見もあり、取締役会において適時発言を行っていただくなど、社外取締役の職務を適切に遂行しております。また、指名委員会、報酬委員会委員を務め、経営の健全性を図る役割を担っております。
監査役	名 取 勝 也	14回／15回	14回／15回	社外監査役である名取勝也氏には、弁護士として法務に携わっているほか、他社の取締役も務めており、企業経営及び法律分野における豊富な経験、知識と高い見識を有しているため、取締役会において、法的リスクの対応や企業経営に関し、適正性を確保するため、専門的見地から適宜発言を行っていただくなど、社外監査役の職務を適切に遂行しております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
監査役	福田あずさ	15回／15回	15回／15回	社外監査役である福田あずさ氏には、弁護士・公認会計士・税理士として法務・会計・税務に携わっており、会計分野及び法律分野における豊富な経験、知識と高い見識を有しているため、取締役会において、法的リスクの対応や企業経営に関し、適正性を確保するため、専門的見地から適宜発言を行っていただくなど、社外監査役の職務を適切に遂行しております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

5 会計監査人に関する事項

5-1 名称

PwC Japan有限責任監査法人

5-2 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

	支払額
報酬等の額	34,650千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,650千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画に基づく監査見積り時間、報酬単価を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5-3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の品質管理、適格性及び独立性等を害する事由等の発生により適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出致します。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任致します。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

5-4 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制の整備に関する決議等の内容および当該体制の運用状況

6-1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

当社は会社法および会社法施行規則にもとづき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備します。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 法令、定款および社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役および使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - ・ 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止および早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - ・ 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
 - ・ 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款および当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を社長に報告する。
 - ・ 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録に記録し、保存する。取締役および監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - ・ また、データ化された機密情報については、「情報セキュリティ基本規程」および「個人情報保護規程」に従い、適切なアクセス権限やアクセス管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、法務部が主管部署となり、各事業部門との情報共有および定期的な会合等を行い、リスクの早期発見・未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役が統括責任者として、全社的な対策を検討する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等を行う。毎月1回の定期取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ・ 当社は、「取締役会規程」、「組織規程」および「業務分掌規程」を制定し、取締役および使用人の職務執行について責任の範囲内および執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

(5) 当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ 関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として「関係会社管理規程」を定める。
- ・ コンプライアンス規程は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令順守に関する体制はコンプライアンス推進委員会が統括する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役および使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
 - ・ 取締役および監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンスおよびリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
 - ・ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録ならびに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めることができる。
 - ・ 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - ・ 監査役は内部通報の所管を務める人事部長、法務総務部長、内部監査室長および顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。
- (8) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。
- (9) 監査役 of 職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役 of 職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役 of 職務の執行に必要なないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人および外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- ・ 監査役は、会計監査人および内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

(12) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

- ・ 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対応規程」に定め、全ての取締役および監査役並びに使用人に周知徹底する。
- ・ 反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

6-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、以下の具体的な取組を行っております。

(1) 重要な会議の開催状況

取締役会は、原則として月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。

また、経営会議は、原則週に1回、取締役会から委託を受けた事項およびその他経営の諸問題に関して、審議および決議を行っております。

（2）コンプライアンス・リスク管理に関する取組

コンプライアンス推進委員会は、執行取締役および管理管掌の執行役員、法務部門および人事部門の管理職により構成されており、関連する規程類の整備、コンプライアンスマニュアルの推進を行い、コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に教育を実施しております。当事業年度においては、全社員を対象に情報セキュリティ、コンプライアンスにかかる教育を実施しました。また、内部監査室では、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、全社に向けた注意喚起を実施しております。

（3）監査役の監査体制

当社は監査役会設置のもと、会計監査人、内部監査室と連携し監査を実施しております。

当年度における監査方針および監査スケジュールを監査役全員で協議の上、立案・決定し、取締役会へ報告しております。監査スケジュールに基づき、被監査部門に対して事前に監査項目、監査日程等の通知を行います。

取締役会や経営会議等の重要会議の議事録、稟議書等の書類の検査を行うとともに、関係者のヒアリング等の方法により監査を実施しております。毎月開催される取締役会へは監査役全員が出席し、必要に応じて意見を述べる他、その他重要な会議には常勤監査役が出席し、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。

期末監査終了後、会計監査人と意見交換を行い、監査報告書を作成、その後、社長に提出しております。また、定時株主総会に出席して監査報告を行います。また、内部監査室、会計監査人と緊密な連携を保つため、四半期に一度、三様監査協議会を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元が経営の重要課題であると認識しておりますが、当社は事業拡大過程にあり、将来の事業拡大に向けた投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、創業以来配当を実施しておりません。

今後におきましては、事業基盤の状況や内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘

案し、配当実施を検討してまいりますが、現時点において配当実施可能性及びその実施時期等については未定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,329,427	流動負債	833,769
現金及び預金	833,354	買掛金	41,188
売掛金	430,936	1年内返済予定の長期借入金	14,570
前払費用	52,446	1年内償還予定の転換社債型 新株予約権付社債	148,660
その他	12,689	未払金	70,085
		未払費用	68,339
固定資産	493,149	未払法人税等	64,596
有形固定資産	19,732	未払消費税等	106,030
建物附属設備	3,456	契約負債	122,506
建物附属設備減価償却累計額	△829	賞与引当金	150,337
工具、器具及び備品	13,894	役員賞与引当金	14,500
工具、器具及び備品減価償却累計額	△5,808	株式給付引当金	14,908
建設仮勘定	9,020	役員株式給付引当金	4,304
		その他	13,742
無形固定資産	140,394	固定負債	59,528
ソフトウェア	15,189	転換社債型新株予約権付社債	48,232
ソフトウェア仮勘定	5,388	株式給付引当金	11,296
のれん	119,817		
投資その他の資産	333,022	負債合計	893,297
投資有価証券	59,470		
敷金及び保証金	190,439	純資産の部	
長期前払費用	438	株主資本	990,857
繰延税金資産	82,674	資本金	408,033
		資本剰余金	456,669
資産合計	1,822,576	利益剰余金	126,213
		自己株式	△59
		その他の包括利益累計額	1,737
		為替換算調整勘定	1,737
		非支配株主持分	△63,315
		純資産合計	929,279
		負債及び純資産合計	1,822,576

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高	3,804,013	
売上原価	2,047,807	
売上総利益	1,756,205	
販売費及び一般管理費	1,552,571	
営業利益	203,634	
営業外収益		
受取利息	263	
有価証券利息	124	
保険解約返戻金	8,000	
保険配当金	1,352	
雑収入	479	10,219
営業外費用		
支払利息	816	
社債利息	6,199	
株式交付費	1,521	
為替差損	83	
雑損失	1,181	9,802
経常利益	204,051	
特別利益		
新株予約権戻入益	946	946
特別損失		
固定資産除却損	45,957	45,957
税金等調整前当期純利益	159,040	
法人税、住民税及び事業税	70,642	
法人税等調整額	△27,034	43,607
当期純利益	115,432	
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△68,614	
親会社株主に帰属する当期純利益	184,047	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結株主資本等変動計算書

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

(単位 千円)

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	395,593	402	444,228	△57,834	－	782,391
当期変動額						
新株の発行	3,053		3,053			6,107
新株の発行（新株予約権の行使）	9,386	△18,772	9,386			－
新株式申込証拠金の払込		18,370				18,370
親会社株主に帰属する当期純利益				184,047		184,047
自己株式の取得					△59	△59
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	12,440	△402	12,440	184,047	△59	208,466
当期末残高	408,033	－	456,669	126,213	△59	990,857

	その他の包括利益累計額				
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	2,527	2,527	946	5,561	791,426
当期変動額					
新株の発行					6,107
新株の発行（新株予約権の行使）					－
新株式申込証拠金の払込					18,370
親会社株主に帰属する当期純利益					184,047
自己株式の取得					△59
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△789	△789	△946	△68,877	△70,613
当期変動額合計	△789	△789	△946	△68,877	137,853
当期末残高	1,737	1,737	－	△63,315	929,279

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 Circlace HT Co., Ltd.、アオラナウ株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

市場価格のない株式等以外のもの

移動平均法による原価法

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

(a) 建物附属設備

15年

(b) 工具、器具及び備品

2～15年

② 無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

（３）重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③ 株式給付引当金

事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット）における、従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末時点の株価を用いて計算し、計上しております。

④ 役員株式給付引当金

事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット）における、役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末時点の株価を用いて計算し、計上しております。

（４）重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の５ステップアプローチに基づいて、収益を認識しています。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループは、「コンサルティング事業」、「アオラナウ事業」の2種を報告セグメントとして、事業を展開しております。「コンサルティング事業」では、SalesforceやAnaplanを活用した「コンサルティング」、データ活用や生成AI導入支援を担う「AI & Data Innovation」、自社SaaSプロダクト「AGAVE」の販売等のサービスを提供し、「アオラナウ事業」では、「ServiceNow」に関する導入コンサルティング・運用サポートを手掛けております。

コンサルティング、AI & Data Innovation、ServiceNowに関するサービスの提供においては、準委任契約に基づき、顧客との契約内容に応じたサービスの提供を行っております。当該履行義務は契約期間にわたり労働時間の経過に従って充足されるものと判断し、収益は当該履行義務が充足される期間において顧客との契約で定められた金額に基づき、各月の収益を認識しております。

その他のサービスにおける製品・サービスの提供については、顧客との間で締結した役務提供契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供することを履行義務として識別しております。契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するサービスでは、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、契約により定められたサービス提供期間にわたり顧客との契約において約束された金額に基づき、収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果が発現する期間を合理的に見積り、10年間にわたり均等償却しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(サークレイス株式会社) 82,674千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性を判断するに当たり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、当社グループの企業分類を判断しております。当該判断結果に従い、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来の一時差異等のスケジュールリングに基づき回収見込額の算定を行っております。

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りは、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて行っておりますが、事業計画の基礎となる売上計画や人員計画等の仮定は、市場環境、主要顧客の契約継続率、新規契約の受注の成否、採用活動の成否等に影響を受けるため不確実性を伴います。事業環境及び会社業績へ重要な影響を与える事象がないという仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性の見積りを実施していますが、急激な事業環境の変化等が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能性に影響を及ぼす可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	119,817千円
-----	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は前連結会計年度において、FTL株式会社の発行済株式を100%取得し、連結子会社化した後に吸収合併しております。また、アオラナウ株式会社の意思決定機関を支配したことで連結子会社化しております。

当該企業結合により生じたのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、企業結合日における当該株式の取得原価と純資産の差額から算出しております。また、経営環境の著しい悪化等の状況により、当初想定した超過収益力が発現しない可能性があり、想定した状況に変化が生じた場合、のれんを減損する可能性があります。

3. ソフトウェアの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

ソフトウェア	15,189千円
ソフトウェア仮勘定	5,388千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、ソフトウェアについて、将来の収益獲得が確実と認められる場合に無形固定資産に計上しております。

将来の収益獲得見込額を判断するに当たり用いた主要な仮定は、新規及び既存顧客への販売計画であり、既存サービスの販売実績等を考慮して算定しております。

主要な仮定である販売計画は、経営環境の変化による不確実性が存在し、当初想定した仮定のとおりに推移しない可能性があります。前提とした状況に変化が生じた場合、ソフトウェア又はソフトウェア仮勘定を減損する可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当座貸越極度額及び貸出	100,000千円
コミットメント総額	
借入実行残高	－千円
差引額	100,000千円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,344,385株
------	------------

2. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	74,350株
------	---------

VI. 資産除去債務に関する注記

当社グループは、本社、福岡営業所及び日本橋兜町オフィスの不動産賃借契約に基づき、本社、福岡営業所及び日本橋兜町オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りに当たり、使用見込期間は主要資産の耐用年数を採用しております。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金計画に基づき事業に必要な資金を銀行等金融機関からの借入、その他社債の発行等によって調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当連結会計年度の連結貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各事業部からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の2か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 其他有価証券 (* 2)	45,000	45,000	—
敷金及び保証金 (* 3)	114,855	88,604	△26,250
資産計	159,855	133,604	△26,250
長期借入金 (1 年以内返済予定の長期借入金を含む)	(14,570)	(14,546)	△23
転換社債型新株予約権付社債 (1 年内償還予定の転換 社債型新株予約権付社債を含む)	(196,892)	(206,147)	9,255
負債計	(211,462)	(220,694)	9,232

(* 1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等については、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(* 2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	14,470

(* 3) 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度の末日における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(* 4) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 債券	—	—	45,000	45,000
資産計	—	—	45,000	45,000

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	88,604	—	88,604
資産計	—	88,604	—	88,604
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）	—	14,546	—	14,546
転換社債型新株予約権付社債（1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債を含む）	—	206,147	—	206,147
負債計	—	220,694	—	220,694

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

転換社債型新株予約権付社債（非上場）は、投資時点と期末日が近く、時価は帳簿価額に近似しているものとしており、観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを当社の借入機関で借入を行ったならば想定される利率等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

引受契約毎に分類した当該転換社債型新株予約権付社債の元利金を同様の発行条件において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

		金額（千円）
コンサルティング事業	コンサルティング	1,589,770
	AI&Data Innovation	1,500,944
	SaaSサービス（AGAVE）	151,788
	コンサルティング事業 計	3,242,503
アオラナウ事業	ServiceNowコンサルティング	561,510
顧客との契約から生じる収益		3,804,013
その他の収益		—
外部顧客への売上高		3,804,013

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

①当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の貸借対照表上の契約負債残高に含まれていた金額は、88,000千円であります。

②当期中の契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容

重要な変動はありません。

③履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約負債の残高に与える影響の説明

契約負債は、主に、顧客との契約に基づいて提供するサービスの履行に先立って顧客から受領した対価に関連するものであり、契約に基づきサービス提供義務を履行した時点で収益に振替えられます。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想期間が１年を超える重要な契約はないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

IX. １株当たり情報に関する注記

１． １株当たり純資産額	228円48銭
２． １株当たり当期純利益	42円60銭

X. 重要な後発事象に関する注記

(arcbricks株式会社に対する転換社債の引受および貸付)

当社は、2025年４月10日開催の取締役会において、当社代表取締役が設立したarcbricks株式会社に対する転換社債の引受および貸付に関する資金提供について決議いたしました。

１．取引の内容

当社は、arcbricks株式会社に対し、以下の内容にて資金提供を行うことを決議しております。

(1) 転換社債の引受

金額	： 50,000,000円（1,000株相当）
金利	： 年１％
引受期日	： 2025年５月末までに実行（事業計画の精査を前提）
備考	： 2027年３月までに当社の判断で株式に転換可能な条項を付与

(2) 運転資金の貸付

金額 : 50,000,000円

金利 : 年 1 %

貸付期日 : 2026年 3 月までに実行 (事業進捗に応じ判断)

返済期限 : 貸付実行日から起算して 1 年後を返済期限とする。

2. 相手先の概要

項目	内容
名称	arcbricks株式会社
所在地	東京都中央区日本橋二丁目 1 番 3 号
設立日	2025年 4 月 1 日
資本金	5 万円
代表者	佐藤 司 (当社代表取締役会長兼社長)
事業内容	Databricksを活用したデータ分析・利活用支援事業
上場会社との関係	設立者が当社代表取締役。資本関係なし。

3. 取引の目的および理由

arcbricks株式会社は、Databricks等のデータ利活用プラットフォームにおける専門性を有するチームによる、新たなデータ分析・DX支援サービスの展開を目指す企業です。

当社としては、グループ全体におけるDX支援体制の強化と将来的な事業連携を見据え、初期支援の一環として本取引を行うものです。

4. 取引条件の妥当性に関する手続き

本件は、当社代表取締役が設立したarcbricks株式会社に対する転換社債の引受および貸付であるため、当社にとって関連当事者取引に該当します。

本取引にあたっては、社外取締役を含む取締役会で審議を実施し、取引条件の合理性および当社にとっての不利益の有無を確認の上で決議されました。

金利等は一般的な市場水準に基づいており、客観的に妥当であると判断しているため、当社にとって不利益な内容ではありません。

5. 今後の見通し

本取引の実行は2025年5月末を予定しており、今後、取引実行後の返済管理や業績への影響をモニタリングしてまいります。

なお、本件が2026年3月期業績に与える重要な影響は現時点では見込んでおりません。

計算書類

貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,082,827	流動負債	606,597
現金及び預金	700,153	買掛金	12,093
売掛金	340,267	1年内返済予定の長期借入金	14,570
前払費用	35,226	未払金	55,321
その他	7,179	未払費用	63,847
		未払法人税等	64,286
固定資産	614,437	未払消費税等	88,985
有形固定資産	16,987	契約負債	117,402
建物附属設備	3,456	賞与引当金	146,337
建物附属設備減価償却累計額	△829	役員賞与引当金	13,500
工具、器具及び備品	10,925	株式給付引当金	14,908
工具、器具及び備品減価償却累計額	△5,584	役員株式給付引当金	4,304
建設仮勘定	9,020	その他	11,039
無形固定資産	128,596	固定負債	11,296
ソフトウェア	15,189	株式給付引当金	11,296
ソフトウェア仮勘定	5,388		
のれん	108,018	負債合計	617,893
投資その他の資産	468,853	純資産の部	
投資有価証券	107,702	株主資本	1,079,370
関係会社株式	47,542	資本金	408,033
長期貸付金	50,000	資本剰余金	456,033
敷金及び保証金	180,715	資本準備金	432,033
長期前払費用	219	その他資本剰余金	24,000
繰延税金資産	82,674	利益剰余金	215,361
		その他利益剰余金	215,361
		繰越利益剰余金	215,361
資産合計	1,697,264	自己株式	△59
		純資産合計	1,079,370
		負債及び純資産合計	1,697,264

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高	3,274,122	
売上原価	1,852,476	
売上総利益	1,421,646	
販売費及び一般管理費	1,090,248	
営業利益	331,397	
営業外収益		
受取利息	607	
有価証券利息	1,102	
保険解約返戻金	8,000	
保険配当金	1,352	
為替差益	267	
雑収入	477	11,807
営業外費用		
支払利息	502	
株式交付費	1,521	2,023
経常利益	341,181	
特別利益		
新株予約権戻入益	946	946
特別損失		
固定資産除却損	45,957	45,957
税引前当期純利益	296,169	
法人税、住民税及び事業税	70,283	
法人税等調整額	△27,034	43,248
当期純利益	252,920	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 株主資本等変動計算書

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

(単位 千円)

	株主資本				
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金		
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	395,593	402	419,593	24,000	443,593
当期変動額					
新株の発行	3,053		3,053		3,053
新株の発行（新株予約 権の行使）	9,386	△18,772	9,386		9,386
新株式申込証拠金の 払込		18,370			
当期純利益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	12,440	△402	12,440	－	12,440
当期末残高	408,033	－	432,033	24,000	456,033

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	△37,559	△37,559	－	802,030	946	802,976	
当期変動額							
新株の発行				6,107		6,107	
新株の発行（新株予約 権の行使）				－		－	
新株式申込証拠金の 払込				18,370		18,370	
当期純利益	252,920	252,920		252,920		252,920	
自己株式の取得			△59	△59		△59	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△946	△946	
当期変動額合計	252,920	252,920	△59	277,339	△946	276,393	
当期末残高	215,361	215,361	△59	1,079,370	－	1,079,370	

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |

2. 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 建物附属設備 | 15年 |
| (2) 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

② 無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③ 株式給付引当金

事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット）における、従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末時点の株価を用いて計算し、計上しております。

④ 役員株式給付引当金

事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット）における、役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末時点の株価を用いて計算し、計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社が展開する事業は、コンサルティング事業の単一セグメントではありますが、SalesforceやAnaplanを活用した「コンサルティング」、データ活用や生成AI導入支援を担う「AI & Data Innovation」、自社SaaSプロダクト「AGAVE」の販売等のサービスを展開しております。

コンサルティング、AI & Data Innovationに関するサービス提供においては、準委任契約に基づき、顧客との契約内容に応じたサービスの提供を行っております。当該履行義務は契約期間にわたり労働時間の経過に従って充足されるものと判断し、収益は当該履行義務が充足される期間において顧客との契約で定められた金額に基づき、各月の収益を認識しております。

その他のサービスにおける製品・サービスの提供については、顧客との間で締結した役務提供契約に基づき、契約期間にわたりサービスを提供することを履行義務として識別しております。契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するサービスでは、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、契約により定められたサービス提供期間にわたり顧客との契約において約束された金額に基づき、収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果が発現する期間を合理的に見積り、10年間にわたり均等償却しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「連結注記表 Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記」の内容と同一であります。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	82,674千円
--------	----------

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性（2）」の内容と同一であります。

2. のれんの評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
 のれん 108,018千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 2. のれんの評価 (2)」の内容と同一であります。

3. 関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
 関係会社株式 47,542千円
 長期貸付金 50,000千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって帳簿価額としておりますが、当該株式の実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上しております。当該関係会社株式の実質価額は、将来の事業計画に基づいた収益力を反映した金額を基礎として算定しております。

長期貸付金については、関係会社の財政状態及び経営成績の状況を勘案し、財政状態の悪化が見られる場合には、将来の事業計画に基づき個別に回収不能見込額を見積り、貸倒引当金を計上する方針としております。

関係会社株式30,000千円と長期貸付金の全額は、連結子会社であるアオラナウ株式会社に対する投融資であります。アオラナウ株式会社は、2024年1月の本格的な事業開始以降、人材採用等における先行投資の影響で株式の実質価額が著しく低下しているものの、事業計画に基づいた将来の実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるため、関係会社株式の減損処理及び長期貸付金に対する貸倒引当金の計上は不要と判断しております。

当該会計上の見積りについて、事業計画の基礎となる売上計画等の仮定は、主要顧客の契約継続状況及び新規顧客の受注の成否に影響を受けるため不確実性を伴います。急激な事業環境の変化等が生じた場合には、翌事業年度の計算書類における関係会社投融資の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. ソフトウェアの評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウェア	15,189千円
ソフトウェア仮勘定	5,388千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 3. ソフトウェアの評価 (2)」の内容と同一であります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当座貸越極度額及び貸出	100,000千円
コミットメント総額	
借入実行残高	一千円
差引額	100,000千円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	3,592千円
長期金銭債権	98,232千円
短期金銭債務	9,223千円

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 32,524千円

売上原価 68,678 //

販売費及び一般管理費 43,822 //

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 2,719千円

2. 固定資産除却損

本店（本社）移転に伴い、2025年3月31日をもって本店（本社）設備の事業活動での利用を停止する整理を行った結果、固定資産を除却することとし、特別損失に固定資産除却損45,957千円を計上しております。

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 69株

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	44,808千円
税務上の繰越欠損金	38,766 //
固定資産除却損	13,325 //
株式給付引当金	8,023 //
関係会社株式評価損	7,537 //
未払賞与社会保険料	7,354 //
未払事業税等	6,699 //
フリーレント賃借料	5,622 //
役員賞与引当金	4,133 //
のれん償却額	3,780 //
敷金（資産除去債務）	1,894 //
未払株式給付社会保険料	1,588 //
抱合せ株式消滅差損	1,425 //
役員株式給付引当金	1,318 //
未払事業所税	1,223 //
その他	161 //
繰延税金資産小計	147,663千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△38,766 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△26,222 //
評価性引当額小計	△64,989千円
繰延税金資産合計	82,674千円

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称	議決権の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	アオラナウ 株式会社	所有 直接47.6%	資金の提供 役員の兼任	社債の引受 利息の受取 (注1)	48,232 978	投資有価証券 その他流動資産	48,232 978
				資金の貸付 利息の受取 (注2)	50,000 388	長期貸付金 その他流動資産	50,000 388
その他の関係 会社の子会社	株式会社 パソナ	—	当社サービス の販売	AGAVE 利用 (注3)	43,781	契約負債	36,158

(注1) 利率、転換条件その他の引受条件は、市場実勢を勘案して、交渉の上で適正に決定しております。

(注2) 利率、その他の貸付条件は、市場実勢を勘案して、交渉の上で適正に決定しております。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

IX. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 248円46銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 58円55銭 |

XI. 重要な後発事象に関する注記

(arcbricks株式会社に対する転換社債の引受および貸付)

当社は、2025年4月10日開催の取締役会において、当社代表取締役が設立したarcbricks株式会社に対する転換社債の引受および貸付に関する資金提供について決議いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結注記表 X. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

サークレイス株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 保 智 巳
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 良 孝
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サークレイス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サークレイス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

サークレイス株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 保 智 巳
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 良 孝
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サークレイス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

サークレイス株式会社 監査役会

常勤監査役	林 史 彦
社外監査役	名 取 勝 也
社外監査役	福 田 あずさ

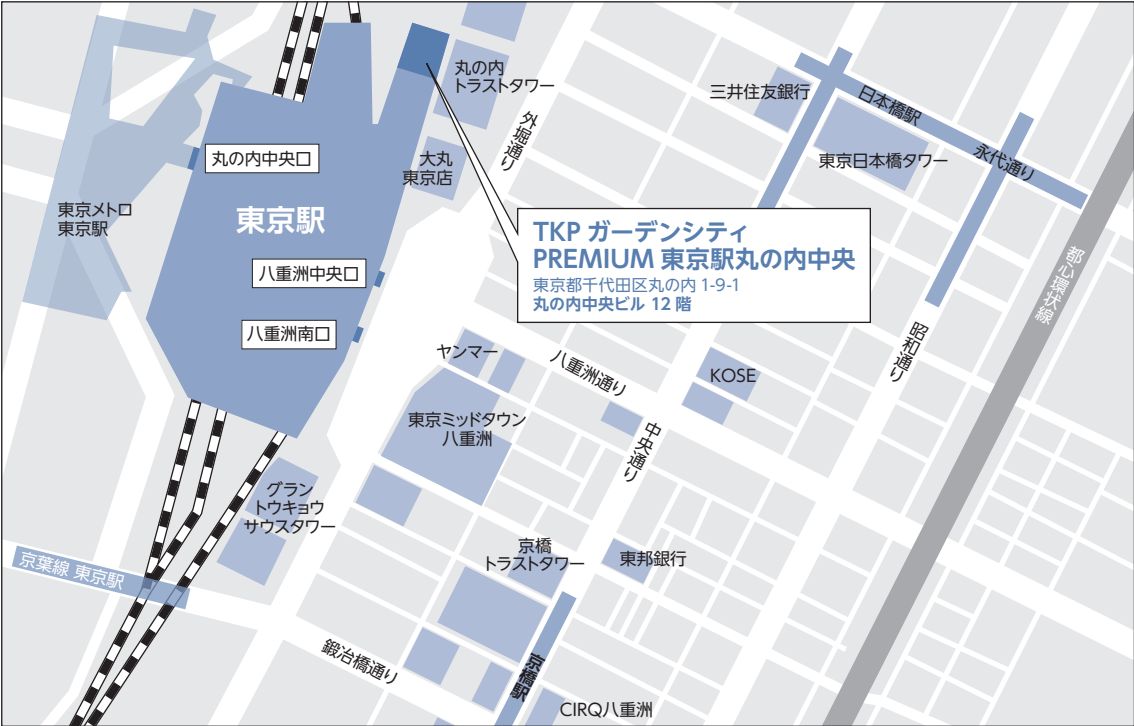
以 上

株主総会会場ご案内図



所在地

東京都千代田区丸の内1-9-1丸の内中央ビル 12階
TKPガーデンシティ
PREMIUM東京駅丸の内中央
ホール12F



※ 駐車場の用意はございません。お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



交通機関のご案内

JR各線東京駅	八重洲北口改札を出て左方向、日本橋口 直結
東京メトロ東西線 大手町駅	B7出口・サピアタワー連絡口 徒歩2分
東京メトロ銀座線、都営浅草線日本橋(東京都)駅	A3出口 徒歩4分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。